

議第45号

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

高山市条例第35号

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

高山市長 國 島 芳 明

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により、過疎地域に公示された次に掲げる高山市の地域内において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>（<u>過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第10条に規定する事業をいう。</u>以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置（製造の事業又は<u>情報通信技術利用事業</u>の用に供するものに限る。）若しくは建物及びその敷地である土地（その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）に対して課する固定資産税について新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により、過疎地域に公示された次に掲げる高山市の地域内において製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置（製造の事業又は<u>農林水産物等販売業</u>の用に供するものに限る。）若しくは建物及びその敷地である土地（その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）に対して課する固定資産税について新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。